

第9回

平成25年11月19日

著作者 人格権

白鷗大学
杉山 務

著作者の権利

著作者人格権

・著作者の**人格的利益**(精神的に傷つけられないこと)を保護

公表権

未公表の作品を、**公表するかしないか**決定する権利

<無断で公表されても公表されたことにならない>

氏名表示権

実名又は変名を、**表示するかしないか**決定する権利

同一性保持権

著作物及び題号の**同一性を保持**する権利

著作者の権利 公表権

未公表の作品を、**公表するかしないか** 決定する権利

<無断で公表されても公表されたことにならない>

(公表権)

18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について**同意したものと推定する**。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による**展示の方法で公衆に提示すること**。

三 29条の規定によりその**映画の著作物**の著作権が映画製作に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

Q; 無断公表を公表としないことによる効果は？

3

公表された著作物の効果

<一部変形あり条文は確認のこと>

(引用)

32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。

(教科用図書等への掲載)

33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書に掲載することができる。

(試験問題としての複製等)

36条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる。

(営利を目的としない上演等)

38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。

(保護期間の計算方法)

57条 著作物の公表後五十年の期間の終期を計算するときは、著作物が公表された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

4

中田英寿事件 公表権

東京地裁120229

公表権の侵害について

1 公表権の侵害は、公表されていない著作物又は著作者の同意を得ないで公表された著作物が公衆に提供され又は提示された場合に認められる(18条1項)。

本件詩は言語の著作物(10条1項1号)であるから、これが発行された場合に公表されたといえる(4条1項)ところ、右の「発行」とは、その性質に応じて公衆の要求を満たす程度の部数の複製物が作成され、頒布されたことをいい(3条1項)、さらに、「公衆」には、特定かつ多数の者が含まれるとされている(2条5項)。

2 これを本件についてみると、本件詩は、平成3年度の甲府市立北中学校の「学年文集」に掲載されたこと、この文集は右中学校の教諭及び同年度の卒業生に合計300部以上配布されたことが認められる。

右認定の事実によれば、本件詩は、300名以上という多数の者の要求を満たすに足りる部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる。また、本件詩の著作者である原告は、本件詩が学年文集に掲載されることを承諾していたものであるから、これが右のような形で公表されることに同意していたということができる。

発行所	著者	題号
株式会社ライズブックス	高部 蘭	「中田英寿　日本をフランスに導いた男」

5

三島由紀夫手紙事件

東高120523 東地111018

(60条)



著作者人格権、公表権

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「三島由
紀夫 -- 剣と寒紅」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一束寒紅
ひとえかんこう

本件各手紙が、もともと私信であって公表を予期しないで書かれたものであることに照らせば(例えば、本件手紙には、「貴兄が小生から、かういふ警告を受けたといふことは極秘にして下さい。」との記載がある。右のような記載は、少なくとも書かれた当時は公表を予期しない私信であるからこそ書かれたことが明らかである。)、控訴人ら主張に係るその余の事情を考慮しても、本件各手紙の公表が意を害しないものと認めることはできない。



文芸春秋

著作者の権利 氏名表示権

実名又は変名を、表示するかしないか決定する権利

(氏名表示権)

19条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その**実名**若しくは**変名**を著作者名として**表示し**、又は**著作者名を表示しないこと**とする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著者が創作者であることを主張する**利益を害するおそれがない**と認められるときは、**公正な慣行に反しない**限り、省略することができる。

7

医学論文事件 氏名表示権

東京高裁550910

被控訴人の過失により、本書治療編中には、分担執筆者の一員として控訴人の氏名も併せ掲記されるべきであつたのに、**控訴人氏名の掲記が脱漏**され、A, C両名の氏名のみが掲記されて、同項が右両名によつて執筆されたかのような外観を呈している
結果として、**人格権**を侵害する。

8

ジョン万次郎事件 氏名表示権

知財高裁180227

銅像の著作者

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい(2条1項1号)、著作者とは、「著作物を創作する者をいう」のであるから(同項2号)、美術品である本件各銅像については、本件各銅像を創作した者をその著作者と認めるべきである。そして本件各銅像のようなブロンズ像は、塑像の作成、石膏取り、鋳造という3つの工程を経て制作されるものであるが、その表現が確定するのは塑像の段階であるから、塑像を制作した者、すなわち、塑像における創作的表現を行った者が当該銅像の著作者というべきである

氏名表示権については、著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられていないのみならず、著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する氏名表示権侵害行為については、公衆を欺くものとして刑事罰の対象となり得ることをも別途定めていること(121条)からすると、氏名表示権は、著作者の自由な処分にすべて委ねられるいわけではなく、むしろ、著作物あるいはその複製物には、真の著作者名を表示をすることが公益上の理由からも求められているものと解すべきである。



土佐藩 1827年1月27日生
1898年11月12日没 71歳

9

著作者の権利 同一性保持権

著作物及び題号の同一性を保持する権利

(同一性保持権)

20条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない

例外；学校教育、建築物、プログラム、止むを得ない改変

10

法政大論文事件 同一性保持権

東高031219

学生の研究論文を、表記の統一ため句読点を含め変更することは教科用の図書の場合と異なり同一性保持権侵害となる。

「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる改変」の意義についてみると、20条2項の規定が1項に規定する同一性保持権による著作者の人格的利益保護の例外規定であり、かつ、例外として許容される改変における著作物の性質、利用の目的及び態様に照らすと、同条4号の「やむを得ないと認められる改変」に該当するというためには、利用の目的及び態様において、著作権者の同意を得ない改変を必要とする要請がこれらの法定された例外的場合と同程度に存在することが必要であると解するのが相当である。

本件論文は大学における学生の研究論文であり、また、本件雑誌が大学生を対象としたものであることからすると、利用の目的において、教科用の図書の場合と同様に改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難いし、また、他の論文との表記の統一がいかなる理由で要請されるのかも明確ではない。

11

ときめきメモリアル

最三判130213

メモリカードの使用はゲームソフトの同一性保持権を侵害

・ゲームを行う主人公(プレイヤー)が架空の高校生となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式当日、この女生徒から愛の告白を受けることを目指して、3年間の勉学や出来事、行事等を通して愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるという内容の恋愛シミュレーションゲーム

パラメータの数値により女生徒から愛の告白を受けることができるか否かが決定され、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開

・メモリカードの使用によって、設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらす

専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモリカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置くことは、他人の使用によるゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したものとして、不法行為に基づく損害賠償責任を負う



著作者死亡後の権利

- ・著作権は、**著作者の死後50年**まで保護される
　　共有の場合、最後の著作者死亡から計算
- ・死亡後の著作権は**遺族の共有**になる
　　遺族は、親族の特定の関係まで
- ・著作権者が、権利侵害者に対し損害賠償の請求などの民事上の請求や刑事告訴ができる。
- ・**共有著作権**の行使は、共有者全員の合意がなければできない(65条2項)
- ・権利侵害は、自分の持分に応じて訴えることができる。

民法725条 次に掲げる者は、親族とする。
1 6親等内の血族 2配偶者 3 3親等内の姻族

13

著作者の死後における人格的利益の保護

116条 著作者の死後においては、その遺族(死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、**相父母又は兄弟姉妹**をいう。)は、当該著作者について**60条**又は**101条の3**の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し**112条**の請求を、した者に対し**115条**の請求をすることができる。
2 前項の請求をすることができる**遺族の順位**は、同項に規定する順序とする。
3 著作者は、遺言により、遺族に代えて**1項**の請求をすることできる者を指定することができます。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又の死亡日の属する年の翌年から起算して50年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることことができない。

(著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

60条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(実演家の死後における人格的利益の保護)

101条の3 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

112条 (差止請求権)

115条 (名誉回復等の措置)

14

著作権の侵害

● 名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、「名誉・声望を回復するための措置」を請求できる(115条、116条)

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

この請求が認められるためには、回復の効果が期待できる場合に限られている模様

精神的満足感だけのためには認められていない

被告の著作権及び著作者人格権の侵害行為により、原告について、その社会的評価が毀損され、これが低下したと認められる証拠はないから、原告の請求のうち、謝罪広告を求める部分については理由がない。

151022Y東地C転職情報

15

謝罪広告の例

151022Y東地C転職情報

[掲載文言]

謝 罪 広 告

当社が当社の転職情報サイト上に掲載した株式会社シャンテリーの転職情報は、エン・ジャパン株式会社の転職情報サイト「[en] 社会人の就職情報」に平成15年1月7日より掲載された株式会社シャンテリーの転職情報の一部を無断盗用したものでした。

上記行為により、エン・ジャパン株式会社の著作権及び著作者人格権を侵害し、エン・ジャパン株式会社の事業に対して著しい不利益を与えたこと及び関係各者にご迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げます。当社は今後このような不祥事を起こさぬよう社内に徹底し、管理体制を改善する所存です。

イーキャリア株式会社
代表取締役 P

[掲載条件]

(1) 掲載場所

被告会社ウェブサイトトップページ (URL : <http://www.ecareer.ne.jp/>)

(2) 大きさ

左右480ピクセル×天地120ピクセル

(3) 掲載期間

1ヶ月間
以 上

16

観音像仏頭部挿げ替え事件

知財高裁220315

【問2】

お寺にある観音像について、お寺の檀家から目が怖いという理由で、お寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え、元の仏頭部を檀家があまり見ることのない別のお堂に置いた場合、元の観音像制作者は、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた場合、いかなる判断が適切か説明せよ

仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において原状回復措置を命ずることは、適当ではない

元の作者の名誉、声望を維持するために事実経緯を広告文の内容として掲示、告知すれば足りる



地裁判決の、②仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置、公衆の閲覧に供することの差止めについては、いずれも、名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえない

17

まとめ



著作者人格権として、
1···2···3···があり、この権利は、一身···で相続の対象とならない。

しかし、名誉・声望を害する行為には···が提訴できる。

ご清聴 ありがとうございました。

杉山 務

18